

県南広域振興局長告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年8月2日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 花巻大曲線
- 2 供用開始の区間 和賀郡西和賀町沢内大字川舟字花巻越山国有林80林班ろ1小班地先から81林班い1小班地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年8月2日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - (2) 期間 令和6年8月2日から同年9月2日まで